

建設業法令の改正並びに 建設業許可・経営事項審査申請の留意点について

令和7年9月
栃木県県土整備部監理課
建設業担当

[TEL:028-623-2390](tel:028-623-2390)

E-mail: kensetsugyou@pref.tochigi.lg.jp



本日はお話しすること

- 1 建設業法の改正事項について
- 2 建設業許可申請の留意点について
- 3 経営事項審査申請の留意点について

1 建設業法の改正事項について

令和6年12月13日改正

旧：専任技術者 → **新：営業所技術者等**

営業所技術者等とは、営業所技術者（法第7条第2号）及び特定営業所技術者（法第15条第2号）の総称。

なお、呼称の変更であり、法律上求められる要件に変更はありません。

1 建設業法の改正事項について

(4)現場技術者(主任技術者・監理技術者)の専任の合理化(専任現場の兼任)

- 建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場毎に専任で置くこととされている。(建設業法第26条第3項)
- 今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、兼任を可能とする制度を新設。(建設業法第26条第3項第1号、第4項)



【兼任の要件】

○請負金額(政令)

1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満

○兼任現場数(政令)

2以下

○工事現場間の距離(省令)

1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内

○下請次数(省令)

3次まで

○連絡員の配置(省令)

監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置

(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)

○施工体制を確認できる情報通信技術の措置(省令)

○人員の配置を示す計画書の作成、保存等(省令)

【補足】計画書の参考様式を国土交通省HPにて掲載

○現場状況を確認するための情報通信機器の設置(省令)

※運用の詳細や留意事項は、「監理技術者制度運用マニュアル」に記載

※1: 近年の建設工事費の高騰に伴い、金額の引き上げを予定(令和7年2月1日施行)

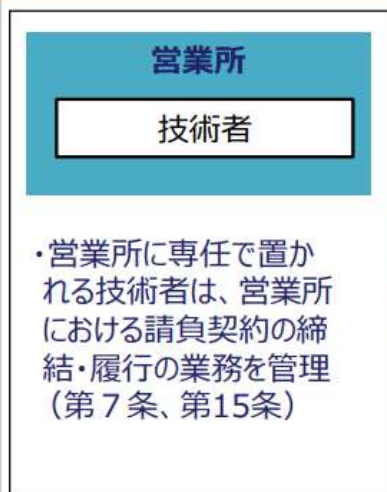
※2: 主任技術者・監理技術者に適用可能

補足: 上図中「原則専任」について、監理技術者を補佐する者を工事毎に専任で置く場合には、同一の監理技術者が2現場まで兼任可能(主任技術者は適用不可)。この制度は改正後も引き続き活用可能。

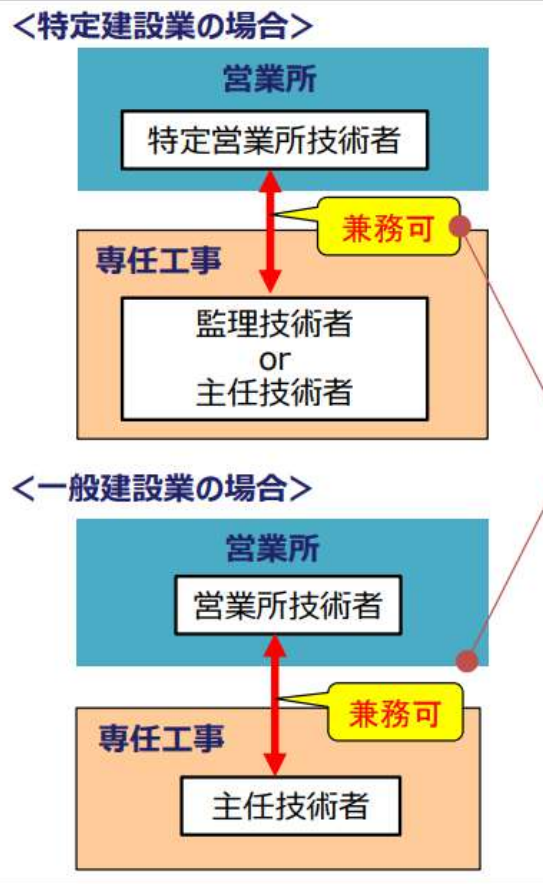
1 建設業法の改正事項について

(5)現場技術者(主任技術者・監理技術者)の専任の合理化(営業所技術者等の専任現場兼務) 国土交通省

○営業所毎に専任で置くことが求められている者(営業所技術者等)に関して、
今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する専任工事について、営業所技術者等が当該工事の主任技術者等の職務を兼務できる改正を実施(建設業法第26条の5)



改正後



【兼務の要件】

○工事契約(法律)

当該営業所において締結された工事であること

○請負金額(政令)

1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満

○兼任現場数(政令)

1工事現場

○営業所と工事現場の距離(省令)

1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内

○下請次数(省令)

3次まで

○連絡員の配置(省令)

監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置

(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)

○施工体制を確認できる情報通信技術の措置(省令)

○人員の配置を示す計画書の作成、保存等(省令)

【補足】計画書の参考様式を国土交通省HPにて掲載

○現場状況を確認するための情報通信機器の設置

(省令)

※運用の詳細や留意事項は、「監理技術者制度運用マニュアル」に記載

注：営業所技術者等が専任現場の職務を兼務する場合に、建設業法26条第3項ただし書(現場技術者の兼務)を併用することは不可

1 建設業法の改正事項について

令和7年2月1日改正

特定建設業許可等の金額要件の見直し
 (建設業法施行令第2条、第7条の4、第27条、第30条)

金額要件	改正前	改正後
特定建設業許可を要する 下請代金額の下限	4,500万円 (7,000万円) ※1	5,000万円 (8,000万円) ※1
施工体制台帳等の作成を 要する下請代金額の下限	4,500万円 (7,000万円) ※2	5,000万円 (8,000万円) ※2
専任の監理技術者等を要 する請負代金額の下限	4,000万円 (8,000万円) ※2	4,500万円 (9,000万円) ※2
特定専門工事の対象とな る下請代金額の上限	4,000万円	4,500万円

※1 建築工事業の場合 ※2 建築一式工事の場合

1 建設業法の改正事項について

参考：一般・特定業者による下請契約可能な範囲

特 定 許 可	元 請 工 事	・ 総額 5,000 万円以上下請へ発注 (建築工事は 8,000 万円以上)	一 般 許 可
		・ 総額 5,000 万円未満下請へ発注 (建築工事は 8,000 万円未満)	
		・ 全額自社施工	
	下 請 工 事		

2 建設業許可申請の留意点について

常勤性の確認書類（P47）

健康保険被保険者証の写しは令和7年12月1日まで有効

令和7年12月2日以降有効な常勤性確認書類

- ・直近の健康保険・厚生年金保険標準報酬月額決定通知書の写し
- ・厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届の写し
- ・社会保険の新規適用届及び被保険者資格取得届の写し
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ・直近の住民税特別徴収額の決定通知書の写し
- ・住民税の特別徴収切替申請（届出）書の写し

※個人事業主本人の場合は不要です。

3 経営事項審査申請の留意点について

【概要】資本性借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについて 国土交通省

令和7年7月1日以降の経営状況分析の申請から対象
(審査基準日が令和7年3月31日以降かつ、単独決算での申請者に限る。)

①資本性借入金の要件

・貸出主が金融機関（政府系含む）又は『産業復興機構による既往債権の買取制度』等の制度の借入

【償還条件】

- ・償還期間が5年超
- ・期限一括償還

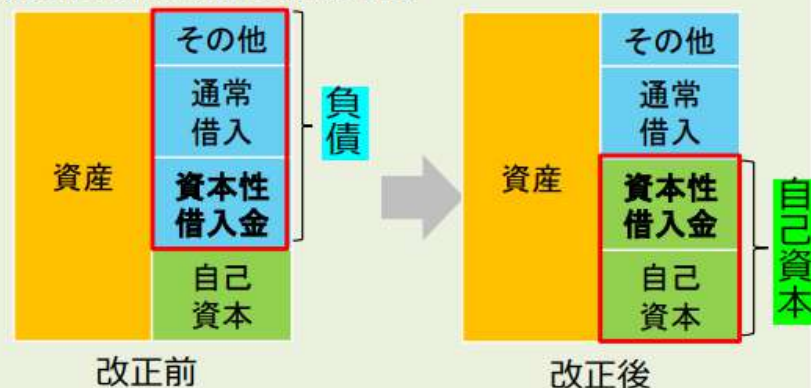
【金利設定】

- ・配当可能利益に応じた金利設定(※1)

【劣後性】

- ・法的破綻時の劣後性が確保されていること又は、少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収されない仕組みが備わっていること

②資本性借入金の取扱い方法



※残存期間が5年未満となった負債については、1年毎に20%ずつ自己資本とみなす部分を逡減させる

※1「業績運動型が原則」「債務者が厳しい状況にある期間は、これに応じて金利負担が抑えられるような仕組みが講じられていること」

③以下の審査項目において、資本性借入金のうち自己資本と認められる金額は「負債」から控除し、「自己資本」に加算する。

【審査項目】

- ・負債回転期間（負債から控除）
- ・自己資本対固定資産比率（自己資本に加算）
- ・自己資本比率（自己資本に加算）
- ・X₂₁自己資本（自己資本に加算）

④申請方法（1. 事前準備 2. 登録経営状況分析機関への提出 3. 審査行政庁への提出）

1. 公認会計士等(※2)から指定様式において資本性借入金に該当する借入金であること等の証明をうける。
2. 経営状況分析申請において、余白に資本性借入金のうち自己資本と認められる金額を記載した経営状況分析申請書等とともに、証明書の写し・契約書の写し等を登録経営状況分析機関に提出する。
3. 経営規模等評価申請書の自己資本額において、資本性借入金のうち自己資本と認められる金額を加算した自己資本額を記載し、証明書の写しを添付して審査行政庁に申請。

※2 建設業法施行規則第18条の3第3項第2号イ、ロ（登録経理試験の一級試験に合格した者に限る。）、ハ（登録経理講習の一級講習を受講した者に限る。）及びニ（令和2年国土交通省告示第1060号第5号に該当する者に限る。）に掲げる者（公認会計士・税理士・建設業経理士1級）

3 経営事項審査申請の留意点について

建設機械の所有及びリース台数（P29）

- 保有建設機械一覧表について、令和8年4月審査分からは
正本1部、副本1部を提出すること。
令和9年4月審査分からは前回の保有建設機械一覧表の副本
を提出することにより、前回受審時に「所有」と認められた
機械に関しては、所有が確認できる書類及びカタログ（入手
できない場合は写真）は省略可能。
- 新規掲載の機械については、特定自主検査の標章の近影写真
は不要。
当該建設機械の形状、型式、性能が確認できるカタログ
（入手できない場合は写真）を添付すること。

3 経営事項審査申請の留意点について

健康保険・厚生年金保険料の領収書（P24）

受領された保険料の月分が審査基準日を含むものを提出

保険料納入告知額・領収済額通知書

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所整理記号		事業所番号		納付目的の年月		年	月	納付期限	年	月	日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定		健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定		健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金		健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金		健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
合 計		額		円				合 計		額	

ここが審査基準日を含む月のものを提出すること！

例：審査基準日が**令和 7 年 9 月 30 日**の場合

→ **令和 7 年 9 月分**保険料」と記載されているもの

ご清聴ありがとうございました

[TEL:028-623-2390](tel:028-623-2390)

E-mail: kensetsugyou@pref.tochigi.lg.jp

